

内容 日時 所会場 対象 定員 料金 講師 その他 申込み 詳細 HPホームページ 料がない場合は料金・申込み不要（入館料が必要な場合あり）。抽選の記載がなければ先着順。に開始日の記載がないものは、既に受け付けを開始しています

## 在宅医療 市民講演会

内講演「もしもの話をもっと身近に～あなたの大切にしたいこと」 日1/19(日)13:00～14:50  
所イオンモール旭川駅前4階(宮下通7) 定150人  
講瑞祥山玉運寺住職 坂野亮宗さん、市立旭川病院副院長 垂石正樹さん 他 駐車料金は参加者負担  
申1/15(水)までに右の申込フォームまたは旭川市在宅医療・介護連携相談窓口☎72・4105

## 生活困窮者住居確保給付金

内 離職・休業等で収入が減少し、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれがある方に家賃の一部を補助  
対 次の支給要件を全て満たす方  
● 市内のアパート・借家に居住している方で、住居を失うおそれがある  
● 離職・廃業から2年以内、またはやむを得ない理由で休職となり、収入が離職と同程度(個人事業主を含む)  
● 世帯の主たる生計を自身の就労等で維持していた方  
● 世帯の収入・預貯金額の合計が一定額以下の方ほか  
支給上限額  
● 単身世帯=月額28,000円 ● 2人世帯=月額34,000円  
● 3～5人世帯=月額36,000円  
● 6人世帯=月額39,000円  
支給期間 3か月間(延長あり)  
申 生活支援課(総合庁舎5階☎25・9838)

## 健康

### 市立旭川病院 血管外科を新規開設

内 10/1から新しい診療科として血管外科を開設。診療する疾患は腹部大動脈瘤、四肢慢性動脈閉塞疾患、下肢静脈瘤、深部静脈血栓症ほか  
日 毎週火・水曜日8:00～11:00  
所 市立旭川病院(金星町1☎24・3181)



### 特定健診・後期高齢者医療健診とがん検診のセット型健診

日 所 ● 1/14(火)=JAあさひかわ神居資材センター(神居1の10) ● 1/15(水)・16(木)=JAあさひかわ永山基幹支所(永山2の19) ● 1/17(金)=JAあさひかわ旭正基幹支所(東旭川町旭正) いずれも7:00～9:00  
他 協会けんぽ等の他保険の家族(被扶養者)も利用可  
申 各実施日の2週間前までに旭川厚生病院健康推進課☎33・7171 詳 国民健康保険課☎25・9841、後期高齢者医療健診は☎25・8536

## 心の健康に関する催し

- ① 断酒会員によるお酒の悩み相談 予約不要  
日 1/9(木)13:00～14:30  
所 総合庁舎4階 対 飲酒やアルコール依存等についてお困りの方とその家族
- ② 旭川自死遺族わかちあいの会 新規のみ予約制  
日 1/10(金)13:30～15:00  
所 市民文化会館(7の9) 対 自死遺族の方
- ③ つむぎ会「ひきこもり親の会」 予約制  
日 1/20(月)13:30～15:00  
所 総合庁舎4階 対 おおむね20～40歳代のひきこもり当事者の家族
- ④ 精神科医師による心の健康に関する相談 予約制  
日 1/22(水)  
所 総合庁舎4階 対 精神科・心療内科への通院歴がない方とその家族  
他 ②～④事前に保健師の個別相談あり  
申 ②～④健康推進課☎25・6364  
詳 ①健康推進課☎25・6364

## 福祉・保険

### 12/13～25は介護保険料「普通徴収」の方の第6期の納期です

普通徴収の方の保険料の納入は、口座振替が確実に便利です。年末のため納期限がいつもより早く25日までとなります。納め忘れにご注意ください。  
詳 介護保険課☎25・5356



### 障害者卓球大会

日頃の練習の成果を発揮し、大会を通じて今後の練習意欲を高めるとともに、参加者同士の親睦を深めましょう。  
日 1/26(日)9:30から  
所 おびった(宮前1の3)  
対 各種障害者手帳、または特定医療費(指定難病)受給者証等をお持ちの方  
他 上靴持参。動きやすい服装で  
申 1/10(金)までに旭川障害者連絡協議会☎31・2226



# 福祉・健康

夜間・休日の当番医は  
北海道救急医療情報案内センター  
一般電話からは ☎0120・20・8699  
フリーダイヤル ☎0120・20・8699  
携帯電話からは ☎011・221・8699

夜間急病センターの場所・診療時間  
市立旭川病院2階(金星町1) ☎25・0297  
午後10時～午前7時30分  
旭川市医師会  
介護119番(高齢者虐待通報・相談窓口)……☎25・9119

## 旭川市地域見守りアプリ「みまもりあい」の運用開始

どんなアプリなの?  
高齢者など、地域での生活にあたって支援が必要な市民の見守り体制を強化するアプリです。

何ができるの?  
見守りが必要な方が行方不明になり、捜索活動が必要となった場合に、ご家族や捜索協力者がアプリを通じて情報を共有し、協力して捜索活動ができます。

どんな人がアプリを使えるの?  
見守りを希望される方  
旭川市民が対象です。「あさひかわ 暮らしのアプリ」のホーム画面から、アプリをダウンロードの上、必要事項を入力していただくとご利用可能です。

捜索にご協力いただける方  
捜索活動にご協力いただける町内会など、団体の方が対象です。利用には市への申請が必要です。

詳しく知りたい  
市HPをご確認ください

▼ダウンロードはこちらから  
iPhone Android

【詳細】地域活動推進課☎25・6012、  
chiikikatsudo@city.asahikawa.lg.jp

アプリのイメージ

- 見守りを希望される方
- 捜索にご協力いただける方(市民委員会、町内会、地域包括支援センター、地域ボランティアなど)
- 行方不明等の事案発生時、家族等がアプリにて通報
- 市がアプリ内で捜索チームを立ち上げる
- 市と捜索チームが、登録されている個人情報や捜索状況をアプリ内で共有し、早期発見を行う